

37. 国庫補助等採択基準及び補助・交付率

(2) 簡易水道事業及び飲料水供給施設に係る国庫補助(簡易水道等施設整備費補助)

《平成28年4月1日適用》

区分		補助率(交付要綱の抜粋)
水道未普及地域解消事業 簡易水道再編 推進事業 生活基盤近代 化事業	簡易水道事業	1 財政力指数が0.30を超える市町村では1/4 ただし、単位管延長6m以上20m未満では1/3、単位管延長20m以上では4/10 2 財政力指数が0.30以下の市町村では1/3、ただし単位管延長7m以上では4/10 3 1及び2にかかわらず、放射線量分析機器では 1/4
	飲料水供給施設	4/10

区分		国庫補助対象事業(取扱要領等の抜粋)
全般		市町村(一部事務組合を含む)が行う事業で補助対象費用(全体工期に係るもの)が1,000万円以上 ただし、放射線量の確認を行うための分析機器については10万円以上 H18以前からの補助事業についてはH28限りとして特例あり 補助対象となる給水量について基準あり
水道未普及地域 解消事業	(本事業全般)	市町村が策定し厚生労働大臣が認めた水道未普及地域解消計画に基づき施行される事業
	1 新設	次の(1)及び(2)いずれにも該当する簡易水道事業又は飲料水供給施設を新設する事業 (飲料水供給施設は給水人口10人以上100人以下・別に特例あり) (1) 会計が同一又は管理が一体である等経営実態が一体である事業が存在しない (2) 既存の水道と接続せず、既存水道の給水区域から道路延長が原則10km以上離れている ただし、簡易水道施設の新設において給水人口が現在人口の2倍を超える部分は補助対象外
	2 広域簡易水道	簡易水道を布設し得る条件(給水人口101人以上5,000人以下)を備えた複数の地域間を 原則200m以上(別に特例あり)の連絡管で連絡して 5,000人を超える給水人口の水道施設(上水道事業)を新設する事業 ただし、同一行政区域内に既存市町村営水道事業がある場合は当該水道事業が経営するものに限る
	3 飛地区域	次の(1)又は(2)いずれかに該当する事業 (1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件(給水人口10人以上5,000人以下)を備えた 地域(別に特例あり)において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に 既存の水道事業の経営による水道施設を整備 (2) (1)の地域又はその周辺で水源確保が困難で、同一行政区域内にある水道事業から 浄水を受ける水道のうち、水道事業の給水区域から原則200m以上(別に特例あり)の連絡管で 連絡して水道施設を整備 (飲料水供給施設の整備は給水人口10人以上100人以下・別に特例あり)
	4 給水区域内無 水源	既認可給水区域で、まだ水道が布設されていない給水人口101人以上5,000人以下の地区に対し、 現在給水されている区域から原則200m以上の連絡管で連絡して水道施設を整備する事業
	5 区域拡張	市町村が、簡易水道事業について給水人口10人以上(別に特例あり)の区域拡張又は 飲料水供給施設について従前の給水人口の20%以上(別に特例あり)の区域拡張を行う事業 (当該事業に必要な、生活基盤近代化事業の対象となる基幹的施設整備事業を含む)
簡易水道再編 推進事業	1 統合簡易水道	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)又は 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)に係る統合簡易水道施設を整備する事業で、 次の(1)~(3)のいずれかに該当するもの (1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、 水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と 基幹的施設の新設事業 (2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が困難で、 当該水道事業以外の水道事業(原則200m以上離れたもの)から浄水を受けて 統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的で厚生労働大臣が認めた事業 H29以降は、H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は 飲料水供給施設で、他の水道施設から原則200m以上離れたものについての、 同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業で、次のア及びイいずれにも該当し 厚生労働大臣が認めた事業を含む ア 水源が枯渇し、その周辺で水源確保が困難で、当該水道施設以外の水道施設から 浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的 イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、 かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上 (3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備

区分		国庫補助対象事業(取扱要領等の抜粋)
簡易水道再編 推進事業	2 簡易水道統合 整備事業	市町村が、特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2)を統合整備する事業で、次の(1)又は(2)に該当するもの (1) 市町村が策定する簡易水道統合整備計画に基づき、 上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要な、 水道未普及地域解消事業(給水人口50人以上)及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備と 基幹的施設の新設事業 (2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備
生活基盤近代 化事業	1 増補改良	市町村が、次の①～③のいずれかに該当する施設の増補改良を行う事業で、 次の(1)～(7)のいずれかに該当するもの ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設 ただし、(1)に該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、 他の水道施設から原則200m以上距離があり、 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、 かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上 (1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業で、次のア及びイいずれにも該当 ア しゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設(以下、旧施設)の 計画水量が水源の枯渇のため計画どおりに得られなくなったもの、又は 給水区域内の人口の増加若しくは生活改善等により使用水量が増加したため、 当初の計画水量では需要に応じられないもの イ 旧施設の渇水期の1人1日最大給水可能量が150L以下 (2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたもの (3) 鉛製管の更新 (4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設、紫外線処理施設の整備又は 代替して開発する水源の整備で、次のアに該当し又はウのいずれかに該当するもの ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸 イ 既設設備が塩素消毒のみで、原水中に大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性の大腸菌群及び連鎖球菌、 クリプトスポリジウム若しくはジアルジアが検出、又は取水施設上流等に糞便処理施設が存在 ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過で、イの条件に加え、浄水濁度を0.1度以下に維持できない (5) 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業で、次のア又はイのいずれかに該当し ウ～カのいずれにも該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 ウ 取水、導水、浄水、送配水施設及びこれらと密接な関連を有する施設(管路は含まない)及び これらの施設内の基幹的な水道構造物であり、運営に必要な施設 エ 地方公営企業法施行規則第7条に定める法定耐用年数以内の施設又は 経過年数が財産処分制限期間(H15告示第10号)以内の施設 オ H9以前に建築された施設で、耐震診断により施設基準(H12省令第15号)を 満たさないことが明らかであるもの カ 耐震補強又は改築を行った構造物がレベル2地震動に対して、 生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること (6) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業で、次のア又はイのいずれかに該当するもの ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域 (7) 核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量確認を行う分析機器の整備
	2 基幹改良	市町村が、次の①～③のいずれかに該当する基幹的施設の改良を行う事業で、 老朽化等により機能が低下した場合の(1)～(5)のいずれかに該当するもの ただし、(1)～(3)は増補改良該当事業を除く ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)の簡易水道施設 ただし、(1)～(4)のいずれかに該当する事業では特定経営状況事業(*3)に限る ② 特定飲料水供給施設でない離島振興対策実施地域における飲料水供給施設 ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は 離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、 他の水道施設から原則200m以上距離があり、 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、 かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上 (1) しゅん工後原則40年以上経過した構築物を廃止して新設 (2) 設置後原則10年以上経過した機械及び装置(関連構築物を含む)を廃止して新設 (3) 布設後20年以上経過した管路を廃止して新設 ただし、各施設(導水・送水・配水)ごとの管路の延長又は全管路延長の20%以上の改良に限る (別に特例あり) (4) 離島簡易水道について…省略 (5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設するもので、次のア又はイのいずれかに該当 ア 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域 又は東南海・南海地震対策特別措置法の規定に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域 イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は今後特にそのおそれがある地域

区分		国庫補助対象事業(取扱要領等の抜粋)
生活基盤近代化事業	3 水量拡張	市町村が、次の①～③のいずれかに該当する施設の水量を、 従前の計画給水量の20%以上拡張する事業 (当該事業に必要な、基幹改良の対象となる基幹的施設改良事業を含む) ① 特定簡易水道事業でない簡易水道事業(*1)(特定経営状況事業(*3)に限る) ② 特定飲料水供給施設でない飲料水供給施設(*2) ③ H19以降に統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で、 他の水道施設から原則200m以上距離があり、 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上で、 かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上
閉山炭鉱水道施設		(省略)

(*1、*2)

・特定簡易水道事業及び特定飲料水供給施設とは、事業経営者が同一で次のいずれかに該当する他の水道事業が存在するもの

(ア) 会計が同一

(イ) 水道施設が接続

(ウ) 道路延長距離原則10km未満に給水区域

・特定簡易水道事業又は特定飲料水供給施設でない事業又は施設には、H28までは次のものを含む

H21まで(特定市町村ではH23まで)に市町村が策定し厚生労働省が承認した

簡易水道事業統合計画の対象となっている事業又は施設

・特定市町村とは、次のいずれかの要件を有する市町村

(ア) H19以降に市町村合併を総務大臣により告示された市町村

(イ) H21において、市町村合併に関して法の規定による協議会又は任意の協議会が設置されていた市町村

(ウ) H19以降に大規模な災害に被災し、既存の施設整備計画の変更を余儀なくされた市町村

(エ) 厚生労働大臣が特に必要と認めた市町村

(*3)

・特定経営状況事業とは、給水原価が全簡易水道事業の平均(310.56円/m³:H27採択事業分)の半分以上で、

供給単価が全簡易水道事業の平均(167.43円/m³:H27採択事業分)の半分以上かつ供給単価が給水原価の120%以下の簡易水道事業